バリアフリー化が義務付けられた建物の所有者・管理者の皆様へ

平成30年1月

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

バリアフリー設備の維持管理のお願い

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー法)が平成18年に施行され、10年以上が経過しています。

新築時はバリアフリー整備された建築物や基本構想に基づきバリアフリー整備された施設であっても、適切な維持管理・運営がなされなければその効果は十分発揮されません。

また、施設運営上、利用者が自由に設備を使用できない(※3)ケースも見受けられます。

バリアフリー法第14条第2項では、新築時の法適合だけでなく、建築主等に対しその後の適合維持についても義務付けられています。

高齢者等を含むすべての県民が、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりに御協力いただくとともに、所有・管理されている建物のバリアフリー施設の維持管理に努めていただくようお願いします。

誘導ブロックの近くに 歩行に障害となるもの が置いてある。

また、点字ブロックを 塞ぐように看板等が設 置してある。

※1のケース





目の不自由な方の歩 行の支障とならない ように、物の配置を検 討してください。

未修理の期間が続いている。

※2のケース





いつでも利用できる ように、可能な限り早 期の修理をお願いし ます。

自由に施設が利用で

きるよう、運営面の配

慮をお願いします。

施設運営上、利用者が 自由に設備を使用でき ない

※3のケース



注:掲載している写真は、維持管理・運営が良くない事例を、県の施設で再現したものです。